

政令第百十九号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次の表による額」を「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額」に改め、同項の表を次のように改める。

甲表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	一ワット以下のもの	二、九〇〇
二	一ワットを超え五ワット以下のもの	三、五五〇

三	五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、四〇〇
四	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、八〇〇
五	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇

第二条第三項に次の一表を加える。

乙表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	七、七〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二〇、八〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	二七、九〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	四八、三〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六六、七〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八一、二〇〇

第二条第四項中「同項の表」を「同項の甲表」に改め、「一一、九〇〇」との下に「、同項の乙表中

「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二一、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一、二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とを加える。

第七条中「（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合にあつては、一三六、八〇〇円）」を「（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

#### 附 則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月二十三日）から施行する。

## 理由

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴い、移動受信用地上放送をする特定基地局の免許申請手数料の額及び移動受信用地上放送に係る開設計画の認定申請手数料の額を定める必要があるからである。